

第1節 「守る」～命と暮らしの安全・安心を実感できるために～

政策1 危機管理～災害等の危機から命と暮らしを守る社会～

施策111 防災・減災対策の推進

基本事業11105 災害医療体制の整備

(主担当:保健衛生室 総務企画課)

主な取組内容

1. 災害拠点病院・薬局との連携を図ります。

1 災害拠点病院

災害拠点病院とは、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度診療、被災地からの重症患者の受入れ及び広域搬送への対応、医療救護班の派遣、地域の医療機関への応急用資材の貸し出しを担う病院として、三重県知事が指定している病院です。

(1) 桑名管内災害拠点病院

名称	郵便番号	住所	電話番号	指定日
三重県厚生農業協同組合連合会 いなべ総合病院	511-0428	いなべ市北勢町阿下喜771	0594 (72) 2000	平成19年12月26日



<http://www.miekosei.or.jp/4ish/> いなべ総合病院ホームページより

2 地域災害拠点薬局

地域災害拠点薬局を指定することにより、大規模災害発生時に必要な医薬品等の確保及び供給を図る。

(1) 桑名地域災害拠点薬局

名称	郵便番号	住所	電話番号	指定日
モリワキ薬局	511-0233	員弁郡東員町城山3-21-10	0594- 76-7898	平成18年4月1日

(2) 四日市地域災害拠点薬局

名称	郵便番号	住所	電話番号	指定日
医薬分業推進支援センター	510-0093	四日市市本町9-8	059- 354-8440	平成18年4月1日